

議案第 2 号

条例案に対する意見について

令和元年10月 7 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 趣旨

令和元年 9 月岩手県議会定例会に提出される次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

2 意見を求められた条例案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のうち第 1 条から第 3 条まで及び第 6 条（議案第 16 号）

人 委 職 第 号
令和 年 月 日

岩手県議会議長 関根 敏伸 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和元年10月7日付け議第124号により意見を求められた下記条例案については、
適当なものと認められます。

記

議案第16号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のうち第1条か
ら第3条まで及び第6条

条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

令和元年9月県議会に提案された職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

〔議会日程〕

- ・ 10月7日（月） 意見照会（回答期限 10月18日（金））
- ・ 10月8日（火） 招集
- ・ 10月23日（水） 常任委員会
- ・ 10月25日（金） 本会議採決

2 意見を要する条例案

議案番号	条例名
第16号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のうち第1条から第3条まで及び第6条

3 条例案の検証結果

条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例のうち第1条から第3条まで及び第6条	地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備をするもの。	適当	別紙

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

【参考】

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものである。

(2) 整備法の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とする不当な差別を防ぐため、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手続規定が整備された。

区分	対象法律	整備法における取扱い
公務員等	国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法等	原則として現行の欠格条項を単純削除
士業等	弁護士法、医師法等	原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備
法人役員等	医療法（医療法人）、信用金庫法（信用金庫）等	原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備
営業許可等（法人営業許可を含む）	貸金業法（貸金業の登録）、建設業法（建設業の許可）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理業の許可）等	原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備

(3) 条例改正の内容

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例		期末手当関係	勤勉手当関係	退職手当関係
第1条	職員の退職手当に関する条例			○
第2条	一般職の職員の給与に関する条例	○	○	
第3条	市町村立学校職員の給与等に関する条例	○	○	
第6条	会計年度任用職員の給与等に関する条例	○		

ア 期末手当関係

期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のほか、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは改正前の地公法第16条第1号の欠格条項に該当（成年被後見人又は被保佐人）して失職した職員等についても支給されている。

地公法改正により、職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人であることが削られたことから、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正に準じて、期末手当の支給に係る諸規定について所要の整備をするものである。（第2条、第3条及び第6条関係）

イ 勤勉手当関係

勤勉手当は、前述の期末手当と同様、基準日にそれぞれ在職する職員のほか、これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは改正前の地公法第16条第1号の欠格条項に該当（成年被後見人又は被保佐人）して失職した職員等についても支給されている。

地公法改正により、職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人であることが削られたことから、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、勤勉手当の支給に係る諸規定について所要の整備をするものである。（第2条及び第3条関係）

ウ 退職手当関係

地公法第28条第4項の規定による失職をした者については、地公法第16条第1号に該当（成年被後見人又は被保佐人）して失職した場合を除いて、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとしている。

地公法改正により、職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人であることが削られたことから、退職手当の支給制限に係る諸規定について所要の整備をするものである。（第1条関係）

(4) 施行期日等（附則関係）

令和元年12月14日（地公法改正の施行期日と同日）から施行する。

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

この条例案は、整備法による地公法改正に伴い、各条例の上記ア～ウに係る諸規定について所要の整備を行うものであり、いずれも適切な内容であること。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすること。
 - (1) 職員の退職手当に関する条例（第1条関係）
 - (2) 一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）
 - (3) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（第3条関係）
 - (4) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第4条関係）
 - (5) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第5条関係）
 - (6) 会計年度任用職員の給与等に関する条例（第6条関係）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、上記の条例で引用している地方公務員法（昭和25年法律第261号）の条項が改正されたことから、これらについて整備する必要が生じたものである。

2 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行すること。（附則関係）